

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年9月4日（令和7年（行情）諮詢第998号ないし同第1005号）

答申日：令和7年12月10日（令和7年度（行情）答申第690号ないし同第697号）

事件名：防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成7年度調査研究実施報告書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成8年度調査研究実施報告書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成9年度調査研究実施報告書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成10年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成11年度調査研究実施報告書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成12年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成13年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成14年度調査研究実施報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書8」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示又は一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成31年2月21日付け防官文第2766号、令和元年10月30日付け同第9297号、平成31年2月21日付け同第2767号、令和元年10月30日付け同第9298号、平成31年2月21日付け同第2768号、令和元年10月30日付け同第9299号、平成31年2月21日付け同第2769号、令和元年9月

25日付け同第7590号、平成31年2月21日付け同第2770号、令和元年9月25日付け同第7591号、平成31年2月21日付け同第2771号、令和元年9月25日付け同第7592号、平成31年2月21日付け同第2772号、令和元年7月31日付け同第5100号、平成31年2月21日付け同第2773号及び令和元年7月31日付け同第5101号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分16」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

（1）原処分1、原処分3、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13及び原処分15に係る審査請求書

（略）

（2）原処分2、原処分4及び原処分6に係る審査請求書

ア （略）

イ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

（3）原処分8、原処分10及び原処分12に係る審査請求書

上記（2）と同旨。

（4）原処分14及び原処分16に係る審査請求書

アないしエ （略）

オ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2766号ないし同第2773号により、文書1ないし文書8の表紙のみについて、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1、原処分3、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13及び原処分15）を行った後、令和元年10月30日付け同第9297号ないし同第9299号、同年9月25日付け同第7590号ないし同第7592号並びに同年7月31日付け同第5100号及び同第5101号により、文書1ないし文書8の表

紙を除く部分について、開示決定又は一部開示決定処分（原処分2、原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14及び原処分16）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件各諮問に当たっては、各開示請求の先行決定及び後行決定に係る審査請求ごとに併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年9か月ないし約6年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について（原処分2、原処分4、原処分6及び原処分10）

文書1の目次2枚目及び12ページ、文書2の目次2枚目及び11ページ、文書3の目次2枚目及び10ページ並びに文書5の目次2枚目及び8ページの担当者の役職及び氏名のそれぞれ一部については、個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について（各諮問共通）

(1) 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ① 令和7年9月4日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第998号ないし同第1005号） |
| ② 同日 | 諮問序から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 同年12月4日 | 令和7年（行情）諮問第998号ないし同第1005号の併合及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書を特定し、全部開示又は一部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、各諮問において、諮問庁は、先行決定である原処分1、原処分3、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13及び原処分15に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解きされることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件各開示請求は、防衛研究所において実施された調査研究に関し、平成7年度ないし平成14年度の調査研究実施報告書（企画部保有分）の開示を求めるものであると解し、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて、別紙の2のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかつた。

(2) これを検討するに、上記（1）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（1）イの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点はない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示又は一部開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成7年度調査研究実施報告書
(諮問第998号)
- (2) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成8年度調査研究実施報告書
(諮問第999号)
- (3) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成9年度調査研究実施報告書
(諮問第1000号)
- (4) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成10年度調査研究実施報告書
(諮問第1001号)
- (5) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成11年度調査研究実施報告書
(諮問第1002号)
- (6) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成12年度調査研究実施報告書
(諮問第1003号)
- (7) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成13年度調査研究実施報告書
(諮問第1004号)
- (8) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成14年度調査研究実施報告書
(諮問第1005号)

2 本件対象文書

- (1) 上記1(1)の開示請求の対象として特定された文書（原処分1及び原処分2）
文書1 平成7年度調査研究実施報告書
- (2) 上記1(2)の開示請求の対象として特定された文書（原処分3及び原処分4）
文書2 平成8年度調査研究実施報告書
- (3) 上記1(3)の開示請求の対象として特定された文書（原処分5及び原処分6）
文書3 平成9年度調査研究実施報告書
- (4) 上記1(4)の開示請求の対象として特定された文書（原処分7及び原処分8）
文書4 平成10年度調査研究実施報告書
- (5) 上記1(5)の開示請求の対象として特定された文書（原処分9及び原処分10）
文書5 平成11年度調査研究実施報告書
- (6) 上記1(6)の開示請求の対象として特定された文書（原処分11及び原処分12）
文書6 平成12年度調査研究実施報告書

(7) 上記1(7)の開示請求の対象として特定された文書（原処分13及び原処分14）

文書7 平成13年度調査研究実施報告書

(8) 上記1(8)の開示請求の対象として特定された文書（原処分15及び原処分16）

文書8 平成14年度調査研究実施報告書